

令和2年度 埼玉県障害者虐待防止・権利擁護研修

行動障害と不適切な支援について (障害種別：知的障害分野)

社会福祉法人邑元会 しびらき
相浦卓也

数字で見る障害者虐待 ～被虐待者の障害種別～

○養護者による障害者虐待 ※重複あり

身体障害(19.7%) 知的障害(53.0%) 精神障害(36.7%)

また、行動障害がある者(26.7%)

○障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 ※重複あり

身体障害(22.7%) 知的障害(74.8%) 精神障害(13.5%)

また、行動障害がある者(32.3%)

出典：厚労省『平成30年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』

○使用者による障害者虐待 ※重複あり

身体障害(18.5%) 知的障害(47.4%) 精神障害(28.9%)

出典：厚労省『平成30年度使用者による障害者虐待の状況等』の取りまとめ結果



どの類型でも知的障害の割合が最も高く、とりわけ行動障害がある方が被虐待者となるケースが多い。

強度行動障害とは

精神科的な診断として定義される群とは異なり、直接的他害(噛みつき、頭突き等)や、間接的 he害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難な者。家庭にあって通常の育て方をし、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態。

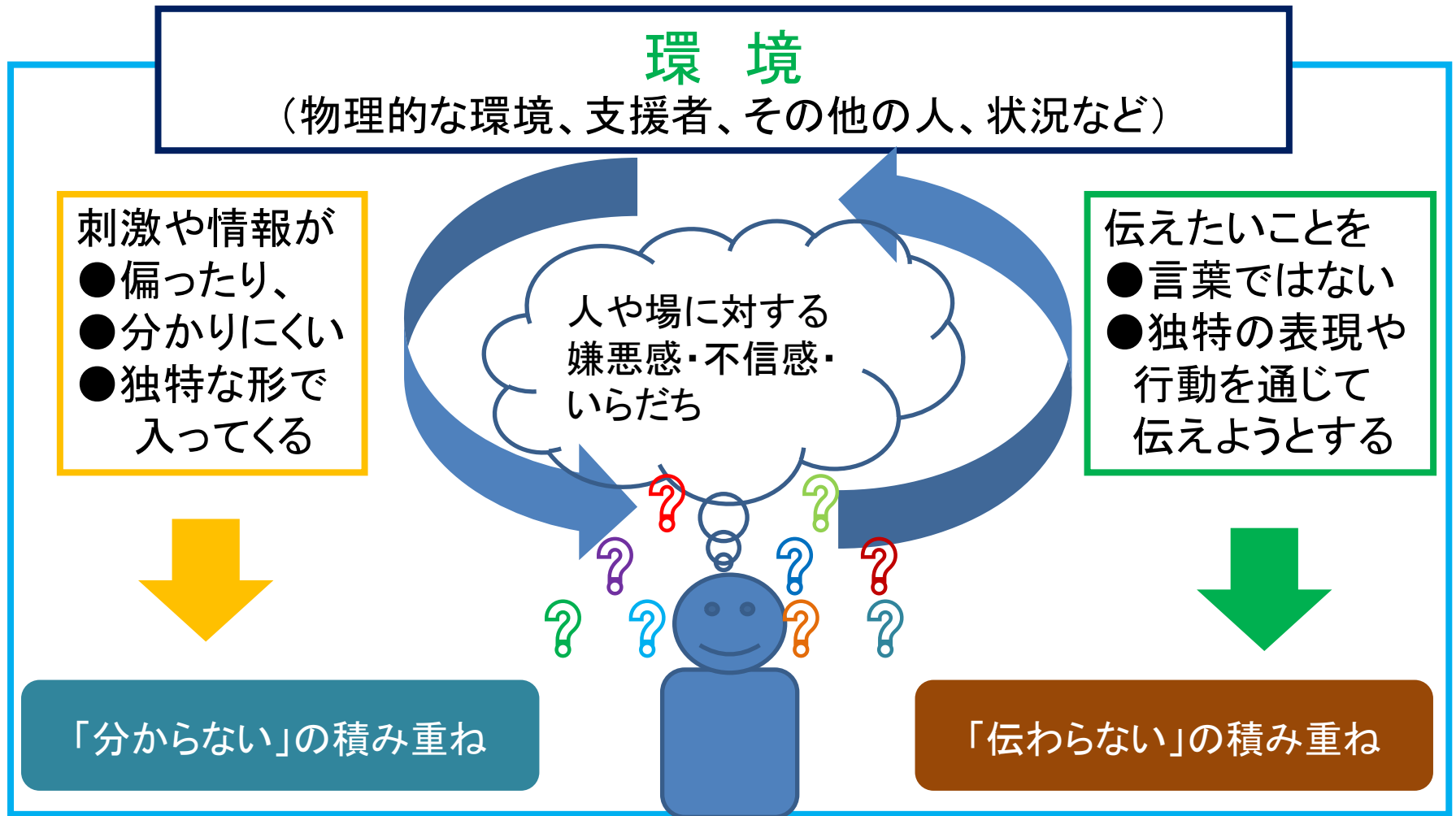
(行動障害児(者)研究会において命名、1989年)

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、**特別に配慮された支援が必要になっている状態**を意味する用語。



- × もともとの障害
- その人の**状態**のこと

なぜ、強度行動障害という状態になるのか？



障害特性 × 環境要因 → 強度行動障害

→ 周囲を「困らせる」行動ではなく、本人が「困っている」ことのサイン

ある事例で考えてみます

～あなたがこの利用者さんの担当だったら～

ザワザワした場面が苦手な利用者さんがいます。

施設で日中活動に出掛けるときには、玄関で靴に履き替えなければなりません。同時に多くの利用者が玄関に集まってくると、ザワザワして本人にとっては大変不快な環境となります。

しかし、本人はコミュニケーションの困難性から、職員に不快感を訴えることができません。どのように解決すれば良いのか方法もわかりません。

そして、イライラが高まってどうしようもなくなり、**横にいる利用者に咬みついてしまいました。**

職員は、やめさせるために**本人を羽交い締めにして引き離し、さらにパニックを起こして暴れたため、居室に鍵をかけて閉じ込めました。**

参考：厚労省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和2年10月）

障害からくる苦手さがある人たちは「困っている」

障害からくる苦手さ

先の予測をすることが難しい

見えないものの理解が難しい

話し言葉の理解が難しい

抽象的であいまいな表現の理解が難しい

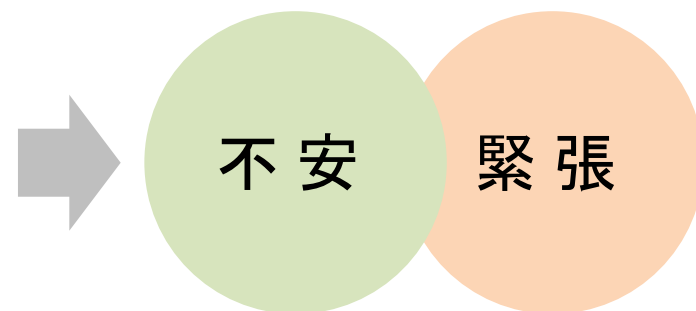
話し言葉で伝えることが難しい

やり取りの量が多いと処理が難しい

少しの違いで大きな不安を感じる

聴覚の過敏や鈍麻がある

⋮



不安や緊張から

逃れたい

不安や緊張を

伝えたい

不安や緊張に

気づいてほしい

でも方法が分からない

気持ちを **行動** で表す



●そのまま、障害からくる苦手さが解消されないと、さらに、激しい行動をとることがあります。



●また、適切な行動を覚えてもらう機会がなかったり

●自分の気持ちを伝えるために激しい行動を取った時、周囲がその行動を止めるために本人が望むままの対応を繰り返していると、「激しい行動をすることで自分の気持ちが伝わる」と理解し、激しい行動が定着してしまうこともあります。

このように、

- ☑適切な行動を教えられていない
- ☑周囲が誤った対応を繰り返す



行動が激しくなってくる

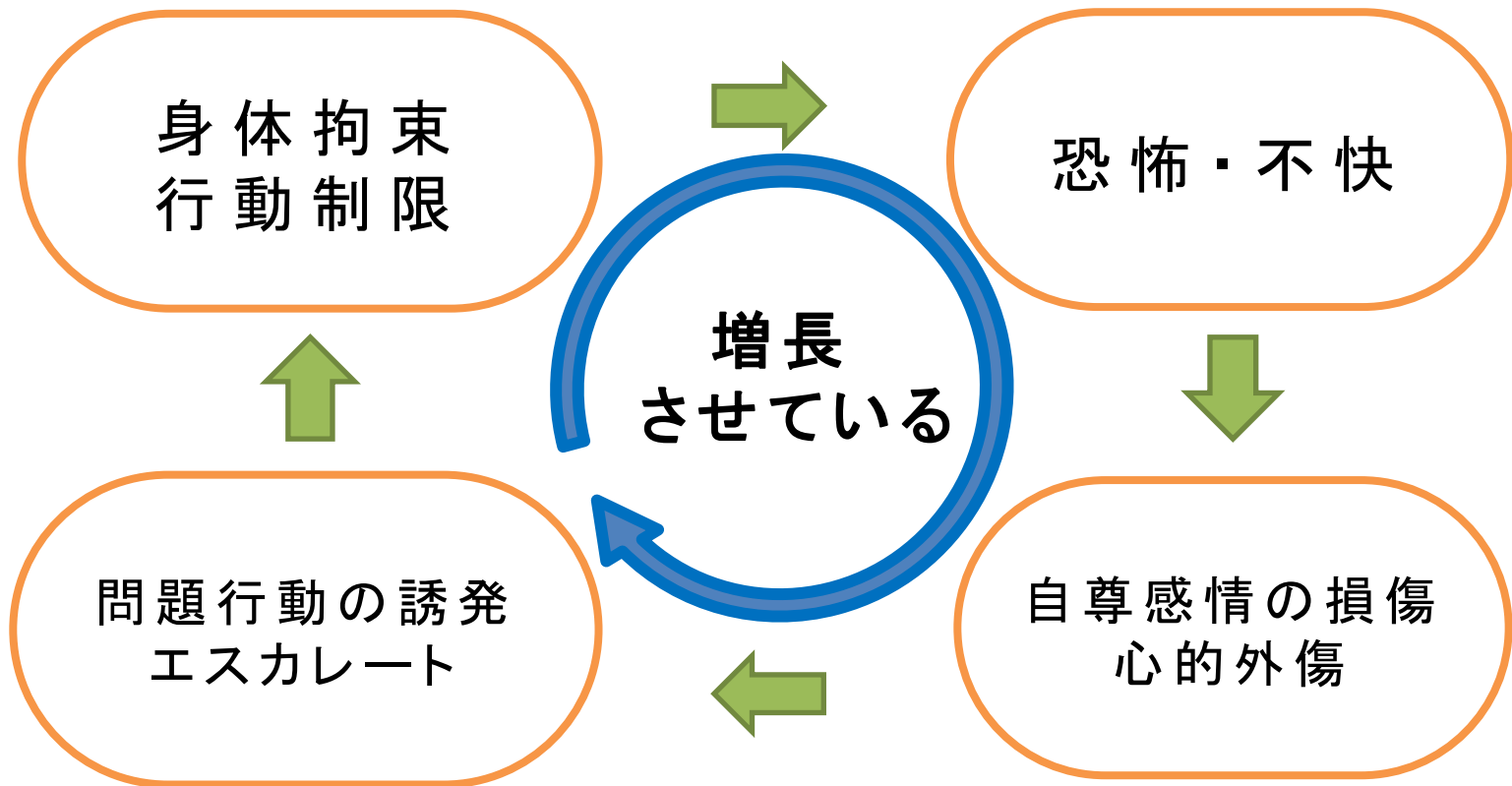
＝「強度行動障害の状態」

といえます。

障害者虐待の5分類

種類	内容	例示
身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること	殴る、ける、たばこを押し付ける
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること	性交、性的暴力、性的行為の強要
ネグレクト (放棄・放任)	障害者の心理の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、その他養護者(支援者)としての義務を著しく怠ること	栄養不良のまま放置する、病気の看護を怠る、他の施設職員の虐待行為を放置すること
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言または著しい拒絶対応など、障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	成人の障害者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける
経済的虐待	障害者の所持する年金等を流用するなど、財産の不当な処理を行うこと	同意を得ない年金の流用など財産の不当な処分

行動制限や身体拘束が悪循環を生み、さらなる制限（虐待）につながる



⇒ 他のアプローチの可能性も見出していくことが必要。

ではどうしたら行動制限をしなくて済むでしょう？

問題行動に対処するために、身体的虐待に該当するような行動制限を繰り返していると、本人の自尊心は傷つき、抑えつける職員や抑えつけられた場面に対して恐怖や不安を強く感じるようになってしまいます。このような人や場面に対しての誤った学習を繰り返した結果、さらに強い「問題行動」につながり、それをさらに強い行動制限で対処しなくてはならないという悪循環から抜け出さなくてはなりません。

行動障害に対する知識と支援技術を学び、支援をマニュアル化するなどによって職員全体で共有し、行動制限の廃止に向けて取り組むことが施設・事業所での障害者虐待を防止することにつながり、支援の質の向上にもつながります。

いわゆる
「冰山モデル」

適切なケア

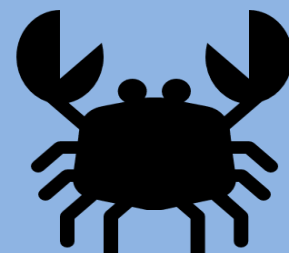
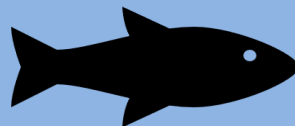
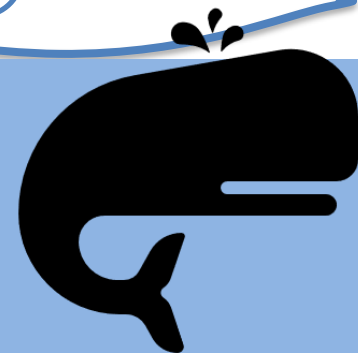
不適切なケア

虐待

問題行動と言われてしまう行動

- ・パニック(自傷行為・他害行為)
- ・不適切な行動 ・かんしゃく など

水面下(氷山の下)



さきほどの事例で言うと...

ザワザワした場面が苦手な利用者がいます。

施設で日中活動に出掛けるときには、玄関で靴に履き替えなければなりません。同時に多くの利用者が玄関に集まってくると、ザワザワして本人にとっては大変不快な環境となります。

しかし、本人はコミュニケーションの困難性から、職員に不快感を訴えることができません。**水面下(氷山の下)**

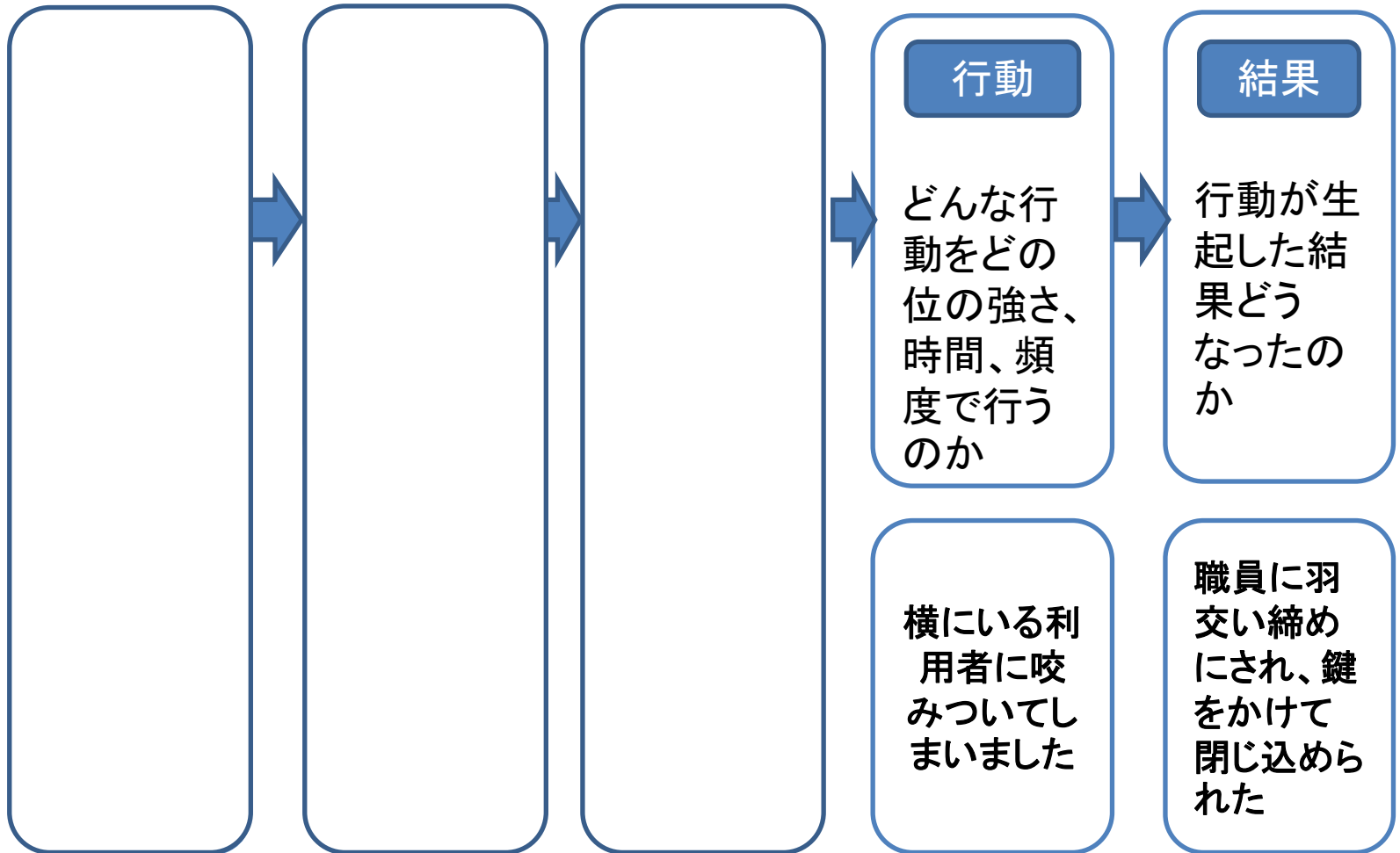
どのように解決すれば良いのか方法もわかりません。

そして、イライラが高まってどうしようもなくなり、横にいる利用者に咬みついてしまいました。

職員は、やめさせるために本人を羽交い締めにして引き離し、さらにパニックを起こして暴れたため、居室に鍵をかけて閉じ込めました。

目に見える部分(氷山)

行動が生起する枠組み (要因や背景を探る)



課題となる行動に対して「必要な支援」を考える

行動の前の『きっかけ』や『背景』や『要因』を探り、事前にその環境を取り除いてあげたり、本人の障害特性に応じた関わり方でやわらげることが「必要な支援」ではないでしょうか？



それは、利用者のひとり一人にあった支援を考えることで、その方の不安をやわらげたり、解消することになり、問題行動と言われる行動への適切な支援へと繋がります

行動制限・身体拘束を止めた好例

ある入所施設から地域移行でグループホームと地域の生活介護を利用することになった10代女性のAさんは、施設では自室から出るときは常に二人の職員が両側に立ち、両手を抑えて拘束されていました。理由は、ほかの利用者の方を叩いてしまったり、置いてあるものを投げてしまうからでした。両手を抑えることによって他害等はなくなったが、常に行動を制限されていたためか意思表示も少なく、表情に明るさがありませんでした。

グループホームと生活介護では、初日から拘束はせず、**共同でアセスメントを行い、本人が他害を行う状況や、好きな活動や苦手な場面等の情報を共有していった結果**、入居初月は両事業所で合わせて月100回以上あった他害(をしようとする行動)が2カ月後には月に数回まで減りました。

拘束をされなくなったAさんは、苦手な環境が排除された施設の中を自由に歩き、そして自分で大好きな人形をカバンに入れて背負って通所してくるようになりました。その表情は最初にあったときは別人のように明るさあふれる10代らしい笑顔でした。

知識や支援技術、事業所の連携によって身体拘束を減らしたことによって本人の生活や人生が豊かになった例です。

強度行動障害支援者養成研修について

- 強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。
- 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しているところ。

国立のぞみの園

(指導者養成研修)

- 基礎研修・実践研修の指導者を養成するための研修を実施

都道府県

- 障害福祉サービス等事業所の職員に対して、以下のとおり基礎研修・実践研修を実施

障害福祉サービス等事業所

サービス管理責任者クラスの職員

平成26年度～ 強度行動障害支援者養成研修
(実践研修) 講義+演習(12時間)

支援現場の職員

平成25年度～ 強度行動障害支援者養成研修
(基礎研修) 講義+演習(12時間)

強度行動障害の状態になっている人は、
「困った人」ではなく「**困っている人**」=合理的配慮が必要な人

私たち支援者は、
私たちの理解や配慮によって

- ☑ 強度行動障害の状態にならないよう**予防**することができる
- ☑ 既に現れている強度行動障害を**軽減**できる

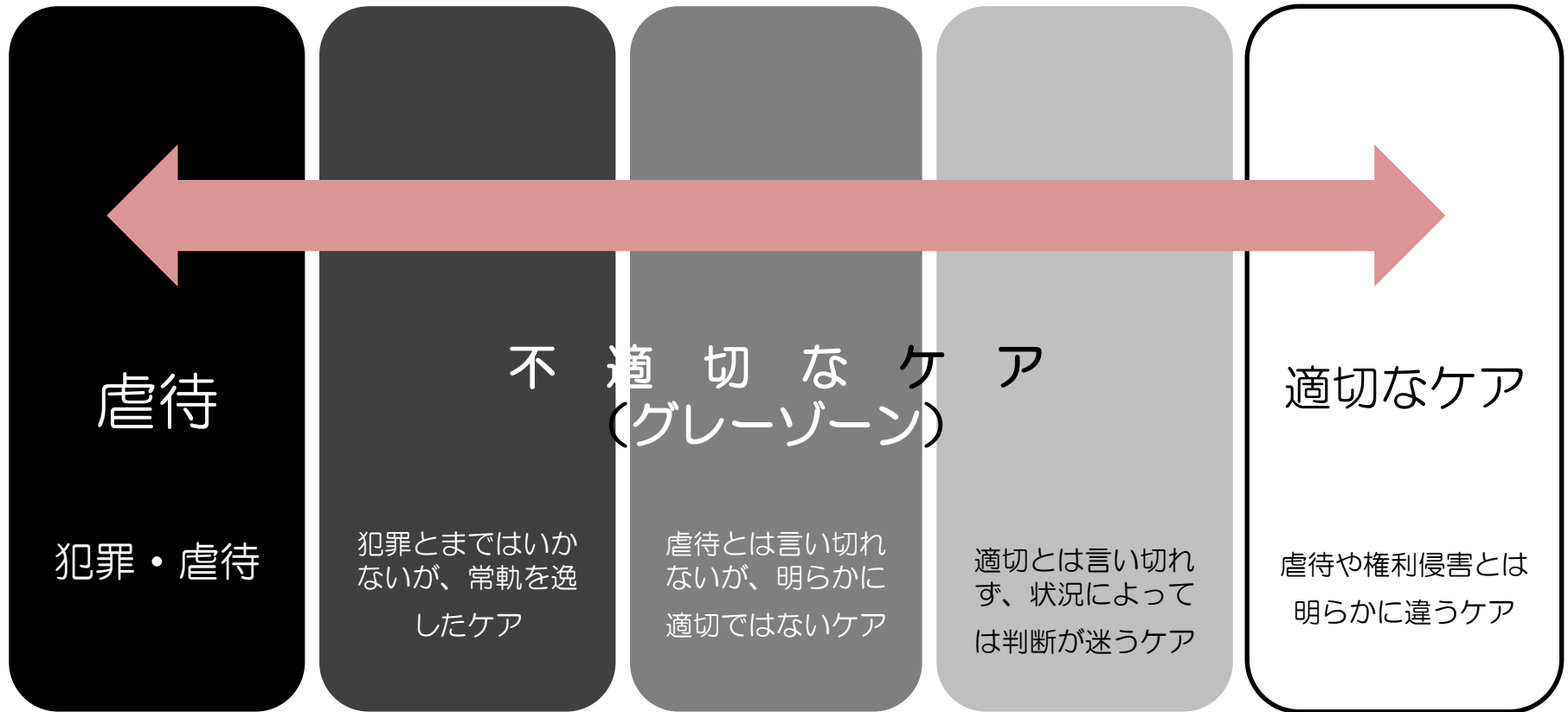
そして

- ☑ 彼らの**社会参加**を進めることができる

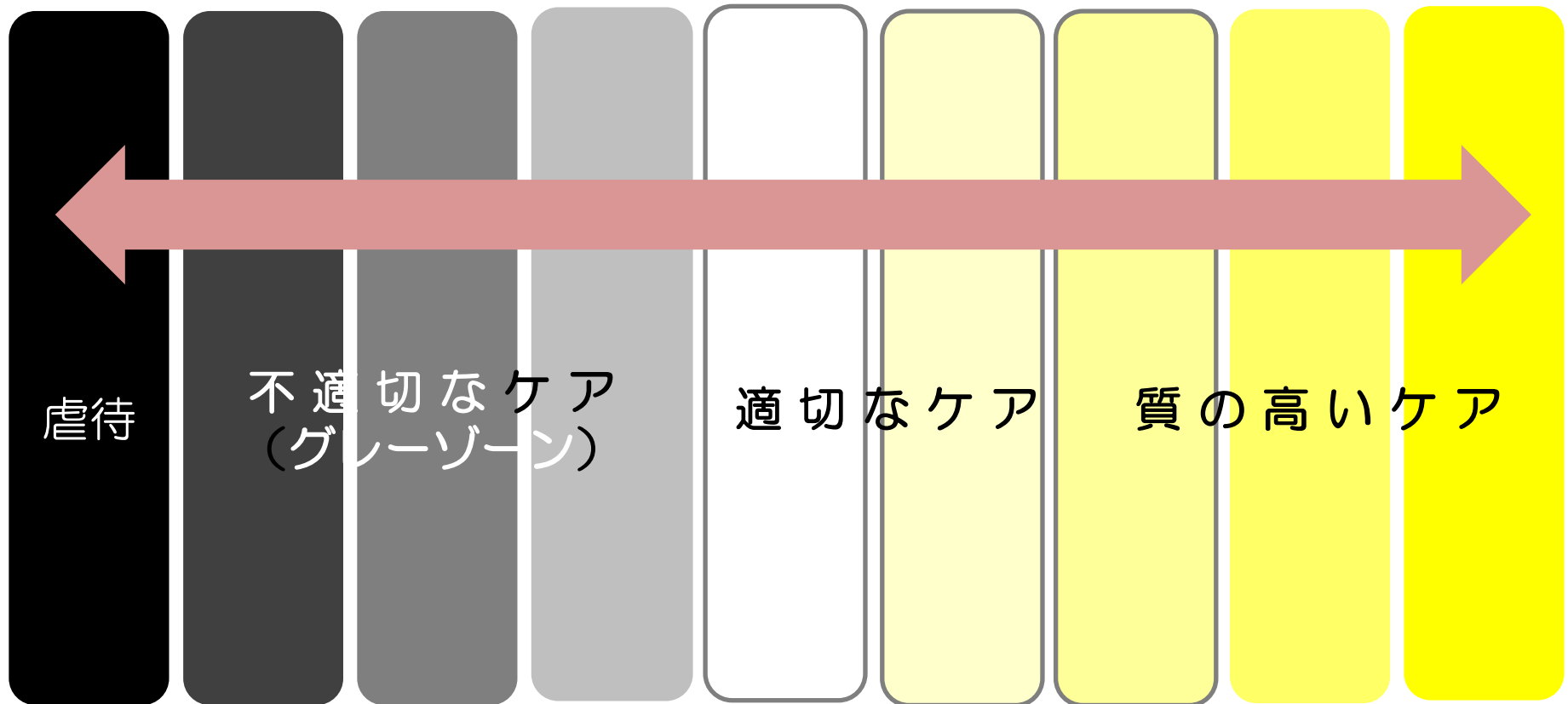
ということを認識することが大切

制限（虐待）を止めるためというより…

どこからが虐待？



必要とされる質の高い支援を目指すことで
➡ 行動障害の状態の予防・軽減につながる



障害者虐待の防止 身体拘束・行動制限の廃止



行動障害の知識・支援技術を学び
支援の質の向上を目指しましょう！